

令和4年度 第1回 一宮市景観審議会

日時：令和5年1月23日(月)午後1時30分より

場所：一宮市役所本庁舎14階 1401会議室

次 第

1 開会

2 会長挨拶

3 新委員紹介

4 議題

議題第1号

一宮市屋外広告物条例に基づく禁止区域等の指定の変更について（諮問）

議題第2号

一宮市景観計画の届出状況について（報告）

議題第3号

一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例について（報告）

5 閉会

議題第 1 号

一宮市屋外広告物条例に基づく禁止区域等の指定の
変更について（諮問）

(案)

一宮市告示第 号

屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止し、
又は制限する区間及び区域の指定の一部改正

令和3年一宮市告示第137号(屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止し、又は制限する区間及び区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和5年 月 日

一宮市長 中野 正康

2 条例第3条第5号及び第6号並びに規則別表第2第2項第1号ア及びイの規定により市長が指定する区間及び区域(1)道路及び(2)鉄道の表備考中「平成27年」を「令和2年」に改める。

屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止し、
又は制限する区間及び区域の指定

一宮市屋外広告物条例(令和2年一宮市条例第65号。以下「条例」という。)第3条第4号、第5号及び第6号並びに一宮市屋外広告物条例施行規則(令和3年一宮市規則第13号。以下「規則」という。)別表第2第2項第1号ア及びイの規定に基づき、屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止し、又は制限する区間及び区域を次のように指定する。

令和3年4月1日

一宮市長 中野 正康

1 条例第3条第4号の規定により市長が指定する区域

区分	条例第3条第4号の区域(禁止区域)
建造物名	
運善寺山門	運善寺山門の周囲50メートル以内の区域
浄蓮寺山門	浄蓮寺山門の周囲50メートル以内の区域
賀茂神社古神門	賀茂神社古神門の周囲50メートル以内の区域
金刀比羅宮尾張分社本殿	金刀比羅宮尾張分社本殿の周囲50メートル以内の区域
小塚直持の墓碑	小塚直持の墓碑の周囲50メートル以内の区域
誓阿の墓碑	誓阿の墓碑の周囲50メートル以内の区域
正福寺山門	正福寺山門の周囲50メートル以内の区域
妙興寺総門	妙興寺総門の周囲50メートル以内の区域
妙興寺仏殿ほか	妙興寺仏殿ほかの周囲50メートル以内の区域
寿福寺本堂(選仏堂)	寿福寺本堂(選仏堂)の周囲50メートル以内の区域
長隆寺本堂・山門	長隆寺本堂及び山門の周囲50メートル以内の区域

2 条例第3条第5号及び第6号並びに規則別表第2第2項第1号ア及びイの規定により市長が指定する区間及び区域

(1) 道路

道路名	区分	条例第3条第5号の区間(禁止区間)	条例第3条第6号の区域(禁止区域)	規則別表第2第2項第1号アの区間(許可区間)	規則別表第2第2項第1号イの区域(許可区域)
高速自動車国道中央自動車道西宮線 (通称名神高速道路)			全区間の路端から500メートル未満までの区域		全区間の路端から500メートル以上1,000メートルまでの区域
高速自動車国道東海北陸自動車道			全区間の路端から500メートル未満までの区域		全区間の路端から500メートル以上1,000メートルまでの区域
一般国道22号	全区間		全区間の路端から100メートル未満までの区域		全区間の路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域
一般国道155号				全区間	全区間の路端から1,000メートルまでの区域
一般国道155号 (バイパス)				全区間	全区間の路端から1,000メートルまでの区域

備考 条例第3条第6号の区域(禁止区域)欄及び規則別表第2第2項第1号イの区域(許可区域)欄に掲げる区域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた商業地域及び近隣商業地域並びに都市計画法第7条第2項の規定により定められた市街化区域のうち平成27年国勢調査結果による人口集中地区に係る部分を除くものとする。

(2) 鉄道

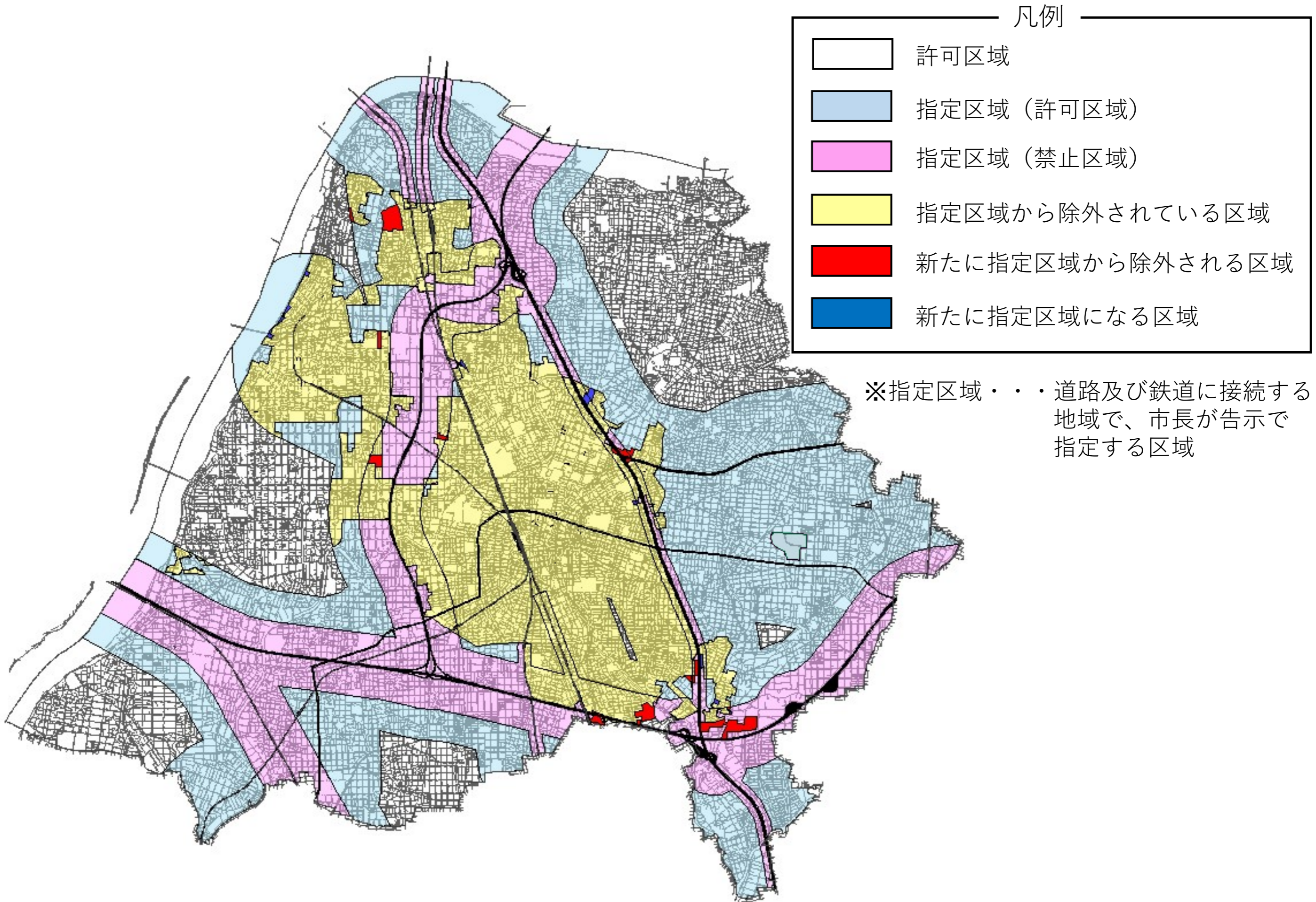
区分 鉄道名	条例第3条第5号の区 間(禁止区間)	条例第3条第6号の区 域(禁止区域)	規則別表第2第2項第 1号アの区間 (許可区間)	規則別表第2第2項第 1号イの区域 (許可区域)
東海旅客鉄道株式会 社東海道新幹線鉄道		全区間の路端から 500メートル未満ま での区域		全区間の路端から 500メートル以上 1,000メートルまで の区域
東海旅客鉄道株式会 社東海道本線	全区間			
		稲沢市との境から一 宮地内県道一宮蟹江 線との交差点までの 路端から100メート ル未満までの区域		稲沢市との境から一 宮地内県道一宮蟹江 線との交差点までの 路端から100メート ル以上1,000メート ルまでの区域
				一宮地内県道一宮蟹 江線との交差点から 今伊勢町馬寄地内市 道0150号線との交 差点までの路端から 1,000メートルまで の区域
		今伊勢町馬寄地内市 道0150号線との交 差点から木曾川町黒 田地内県道江南木曾 川線との交差点まで の路端から100メー トル未満までの区域		今伊勢町馬寄地内市 道0150号線との交 差点から木曾川町黒 田地内県道江南木曾 川線との交差点まで の路端から100メー トル以上1,000メー トルまでの区域
				木曾川町黒田地内県 道江南木曾川線との 交差点から木曾川町 黒田地内県道光明寺 木曾川停車場線との 交差点までの路端か ら1,000メートルま での区域

		木曾川町黒田地内県道光明寺木曾川停車場線との交差点から岐阜県との境までの路端から100メートル未満までの区域		木曾川町黒田地内県道光明寺木曾川停車場線との交差点から岐阜県との境までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域
名古屋鉄道株式会社 名古屋本線	全区間			
		稲沢市との境から中町2丁目地内県道一宮蟹江線との交差点までの路端から100メートル未満までの区域		稲沢市との境から中町2丁目地内県道一宮蟹江線との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域
				中町2丁目地内県道一宮蟹江線との交差点から今伊勢町馬寄地内市道0150号線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域
		今伊勢町馬寄地内市道0150号線との交差点から木曾川町黒田三ノ通り地内新木曾川駅構内南端までの路端から100メートル未満までの区域		今伊勢町馬寄地内市道0150号線との交差点から木曾川町黒田三ノ通り地内新木曾川駅構内南端までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域
				木曾川町黒田三ノ通り地内新木曾川駅構内南端から木曾川町黒田地内市道0269号線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域
		木曾川町黒田地内市道0269号線との交差点から岐阜県との		木曾川町黒田地内市道0269号線との交差点から岐阜県との

		境までの路端から 100メートル未満ま での区域		境までの路端から 100メートル以上 1,000メートルまで の区域
名古屋鉄道株式会 社犬山線	全区間			全区間の路端から 1,000メートルまで の区域
名古屋鉄道株式会 社尾西線	全区間			全区間の路端から 1,000メートルまで の区域

備考 条例第3条第6号の区域(禁止区域)欄及び規則別表第2第2項第1号イの区域(許可区域)欄に掲げる区域は、都市計画法第8条第1項の規定により定められた商業地域及び近隣商業地域並びに都市計画法第7条第2項の規定により定められた市街化区域のうち平成27年国勢調査結果による人口集中地区に係る部分を除くものとする。

禁止区域等の指定の変更箇所図



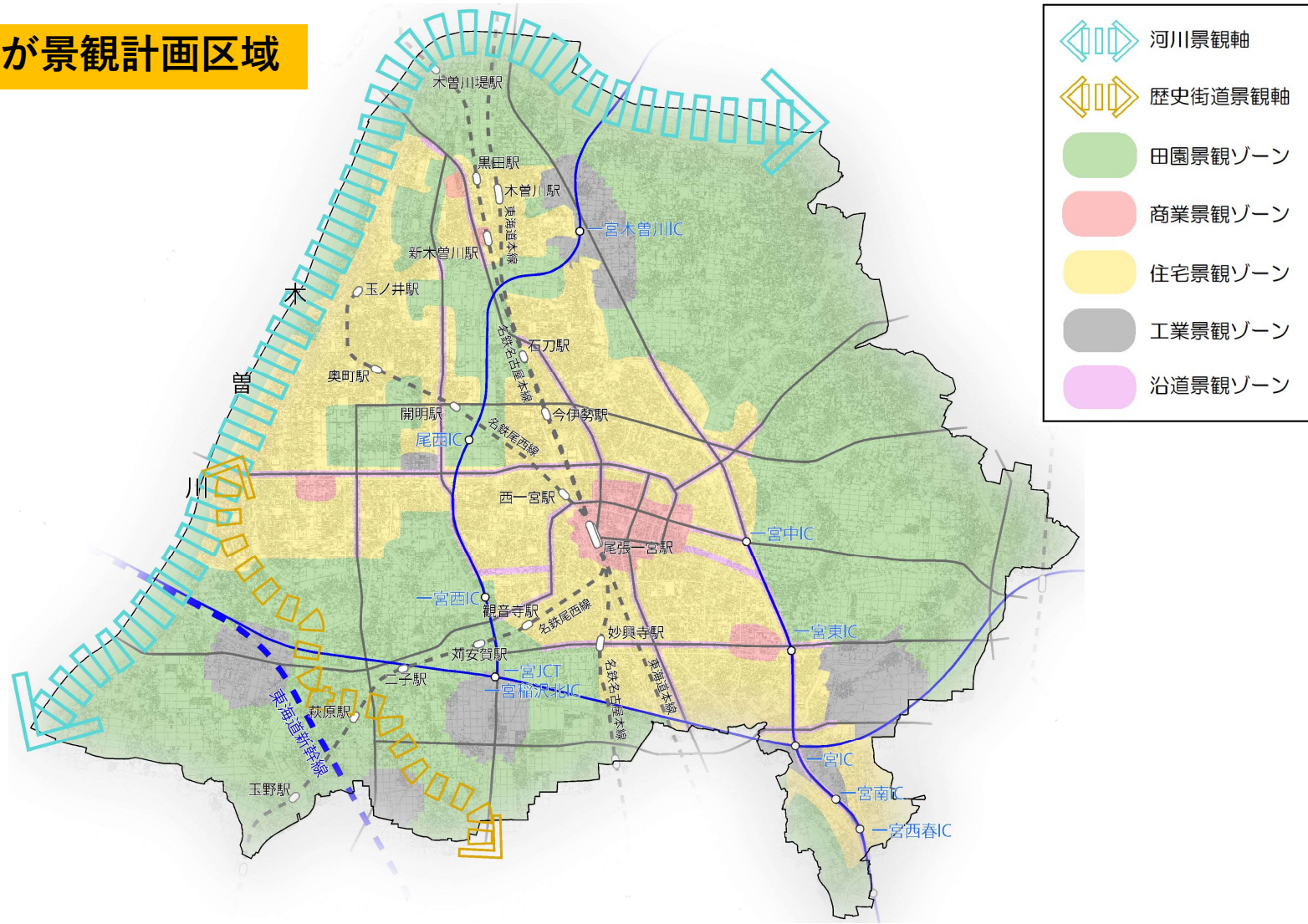
議題第 2 号

一宮市景観計画の届出状況について（報告）

一宮市景観計画の届出状況について

景観計画区域

一宮市全域が景観計画区域



軸・ゾーンの設定図

行為の制限について

届出対象行為

届出対象 行為		区分					
		河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン
建築物	改築、移転、外観を伴う修繕、 建築物の新築、増築、 工作物※	・全て	・高さ10m超 ・建築面積 300㎡超	・高さ10m超 ・建築面積 500㎡超	・高さ13m超 ・建築面積1,000㎡超	・高さ15m超 ・建築面積 1,000㎡超	・高さ13m超 ・建築面積 1,000㎡超
工作物※		・全て	・高さが10m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが5m超、かつ当該建築物の高さとの合計が10m超	・高さが13m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが10m超、かつ当該建築物の高さとの合計が13m超	・高さが15m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが10m超、かつ当該建築物の高さとの合計が15m超	・高さが13m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが10m超、かつ当該建築物の高さとの合計が13m超	
開発行為		<ul style="list-style-type: none"> ・高さが5mを超える擁壁、その他これに類するもの ・長さが10mを超える橋りょう、高架道路、高架鉄道、その他これらに類するもの 					
開発行為		・開発区域の面積 3,000 ㎡以上の開発行為					

都市計画法の許可を必要とする開発行為に準じる

行為の制限について

景観形成基準		区分						
		河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
配置	・河川景観の連続性を意識し、まとまりある景観を形成する。	●						
	・歴史街道景観の連続性を意識し、まとまりある景観を形成する。		●					
	・まちなみの連続性を意識し、まとまりある景観を形成する。			●	●	●	●	●
	・建築物前面には可能な限り空間を設けて、緑化する。	●	●	●		●	●	
	・隣り合う建築物の壁面位置を揃えるよう、できる限り前面道路から後退し、圧迫感のない配置とする。 ただし、周辺の建築物等の壁面位置が揃っている場合はこの限りではない。	●	●	●	●	●	●	●
	・大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。		●	●	●	●	●	●
・公開空地や緑地を設ける場合は、憩いや賑わいが醸しだされるよう工夫するとともに、隣接する空地との連続性に配慮した配置とする。				●	●		●	

「●」：該当箇所

行為の制限について

景観形成基準		区分						
		河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
形態・意匠	・堤防等から俯瞰されることを踏まえ、周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。	●						
	・歴史街道沿いの建築物は、歴史的資源や伝統的建築物と調和するデザインとする。		●					
	・田畑近傍に立地する建築物は、田園景観と調和するデザインとする。			●				
	・商業・事務系の建築物は、にぎわいと品位を高めるデザインとする。				●			
	・マンションをはじめ大型建築物は、落ち着いたデザインとする。					●		
	・工場、倉庫系の建築物は、周辺に圧迫感を与えない落ち着いたデザインとする。						●	
	・商業系の建築物は、にぎわいと沿道の一体感を高めるデザインとする。							●
	・河川景観との調和に配慮する。	●						
	・周囲の建築物や歴史街道との調和に配慮する。		●					
	・周囲の建築物やまちなみ及び田園景観との調和に配慮する。			●				
・周囲の建築物やまちなみとの調和や統一感に配慮する。				●	●	●	●	
・建築物の低層部における形態・意匠に配慮し、歩くのが楽しくなる快適な歩行空間を創出する。				●				

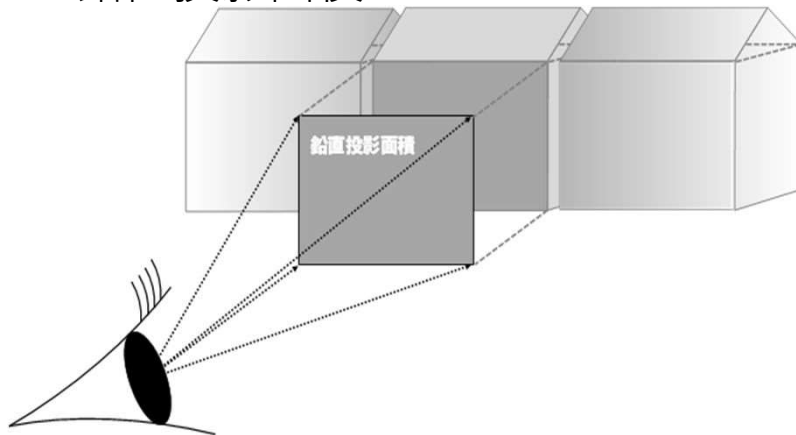
「●」：該当箇所

行為の制限について

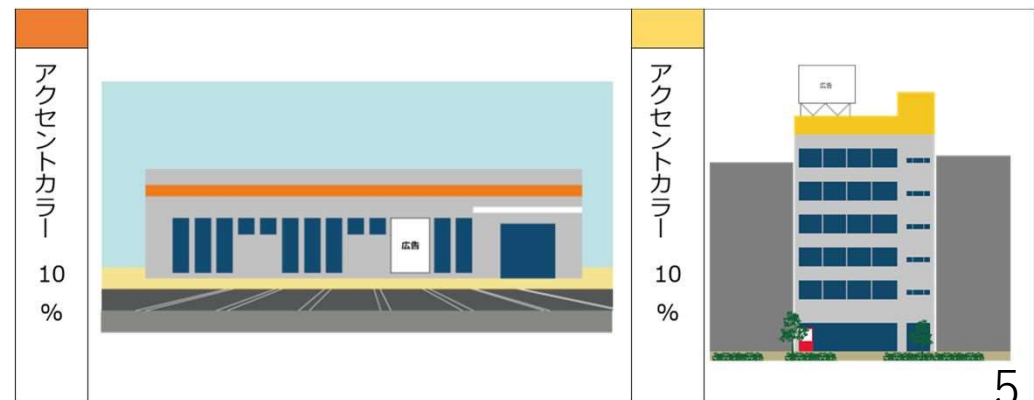
景観形成基準		区分						
		河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
色彩	・建築物の外壁は、周辺のまちなみや建築物と調和した色彩とする。	●	●	●	●	●	●	●
	・派手な色は用いない。色彩は色彩基準※1を超えないものとする。 ただし、着色していない木材、土壁等の自然素材や無彩色のガラス等の材料によって仕上げられた部分の色彩または鉛直投影面積※2の100分の10以下の範囲で、外観のアクセント色（アクセントカラーの例は※3を参照）として着色される部分の色彩においては、この限りではない。	●	●	●	●	●	●	●
素材	・周辺の景観と調和し、経年変化による退色や汚損にくい素材を用いる（自然素材は除く）。	●	●	●	●	●	●	●

「●」：該当箇所

■鉛直投影面積のイメージ



■アクセントカラーのイメージ



行為の制限について

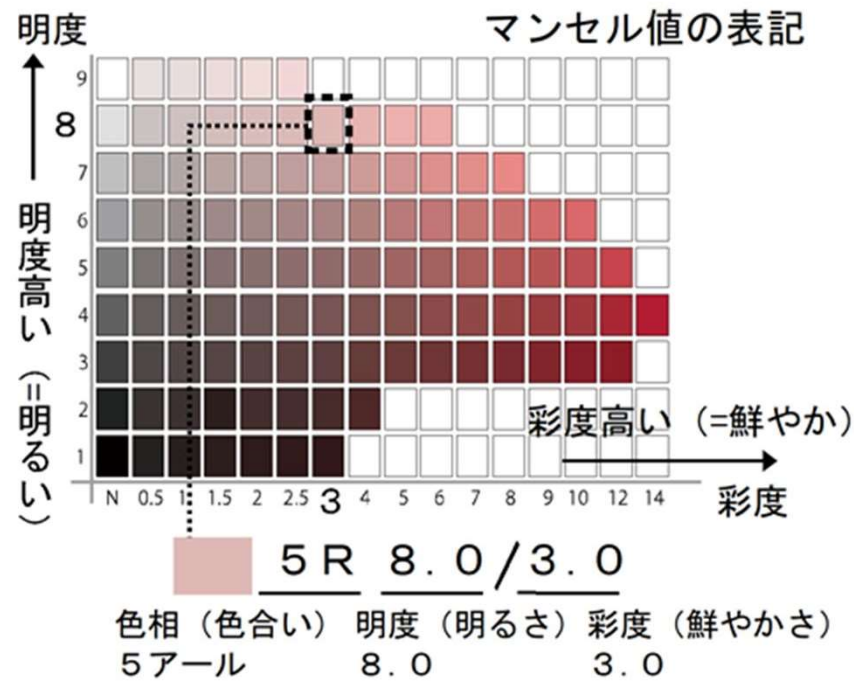
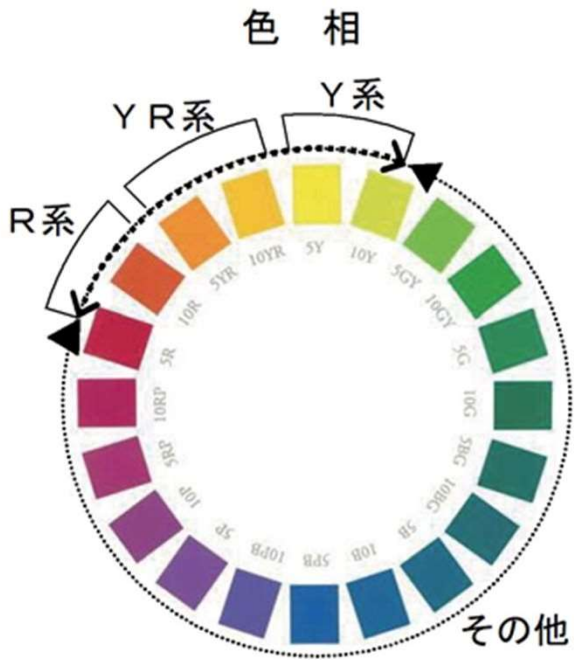
景観形成基準	区分						
	河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
・空調室外機等の建築設備は、河川敷、堤防道路等から見えない位置に設ける。	●						
・空調室外機等の建築設備は、道路等から見えない位置に設ける。		●	●	●	●	●	●
・建築物の外観意匠と調和した囲い等を設ける、又は緑化により周囲の景観を阻害しない。	●	●	●	●	●	●	●
付 属 設 備 ・屋上に設置する場合は、河川敷及び堤防道路から見られることに配慮し、見えにくい位置に配置する。又は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設けて周囲の景観を阻害しない。	●						
・屋上に設置する場合は、道路及び隣り合う建築物等から見られることに配慮し、見えにくい位置に配置する。又は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設けて周囲の景観を阻害しない。		●	●	●	●	●	●
外 構 ・ 緑 化 ・敷地内は植栽などにより緑化する。	●	●	●	●	●	●	●
・敷地内の沿道部には樹木や花壇を設け、四季を演出する。			●	●	●	●	●
・工場、倉庫においては、周囲の景観との調和に配慮しながら、敷地外周への中高木を植栽する。						●	
維 持 ・ 管 理 ・建築物の良好な外観が保たれるように、維持・管理する。	●	●	●	●	●	●	●

「●」：該当箇所

行為の制限について

色彩の景観形成基準

区分	色相	明度	彩度
歴史街道景観軸	R~Y	なし	4以下
	その他		2以下
その他の市全域	R~Y	4以上	6以下
	その他		2以下



【景観計画区域内行為】 届出及び通知件数

届出件数 (景観法第16条第1項関係)

建築物	24件 (内訳：新築22件、増築2件) (用途：新築 → 倉庫8件、店舗2件、 老人ホーム・老人サービスセンター1件 特別養護老人ホーム1件、共同住宅5件、 工場5件) 増築 → 高等学校1件、老人福祉施設1件)
工作物	7件 (内訳：新築6件、増築1件) (用途：新築 → 携帯電話無線基地局6件 増築 → 橋梁1件)
開発行為	5件

※令和4年12月末日現在

【景観計画区域内行為】 届出及び通知件数

通知件数 (景観法第16条第5項関係)

建築物	8件 (内訳：色彩の変更8件) (用途：小学校5件、中学校3件)
工作物	0件
開発行為	0件

※令和4年12月末日現在

【景観計画区域内行為】 届出及び通知件数

ゾーンごとによる建築物及び工作物の用途別件数【単位：件】

ゾーン	建築物							工作物		計	
	新築・増築					色彩変更		携帯電話無線 基地局	橋梁		
	共同 住宅	倉庫	店舗	老人 ホーム 等	工場	高等 学校	小学校				中学校
 田園景観ゾーン		5	1	3	2		2	4	2		19
 商業景観ゾーン	3										3
 住宅景観ゾーン	1		1			1	1	1	4	1	10
 工業景観ゾーン		3			3						6
 沿道景観ゾーン	1										1
計	5	8	2	3	5	1	3	5	6	1	39

※令和4年12月末日現在

【事例】 建築物（店舗）の新築

区 分 田園景観ゾーン

建築面積 589.40 m²

建築物の高さ 9.15 m

【マンセル値】

○色彩基準内

- ・ 5Y9.2/1、
10YR8/2
- ・ N7
- ・ N6.5

○色彩基準外

- ・ 7.6PB2/6
- ・ 面積割合 5.08%

【圧迫感のない配置】

【落ち着いたデザイン】

【敷地内緑化】



【事例】 建築物（店舗）の新築

区 分 田園景観ゾーン
 建築面積 589.40 m²
 建築物の高さ 9.15 m

【色彩基準】

区分	色相	明度	彩度
歴史街道景観軸	R~Y	なし	4以下
	その他		2以下
その他の市全域	R~Y	4以上	6以下
	その他		2以下

【マンセル値】

○色彩基準内

- ・ 5Y9.2/1、10YR8/2(外壁1)
- ・ N7(外壁3)
- ・ N6.5(屋根)

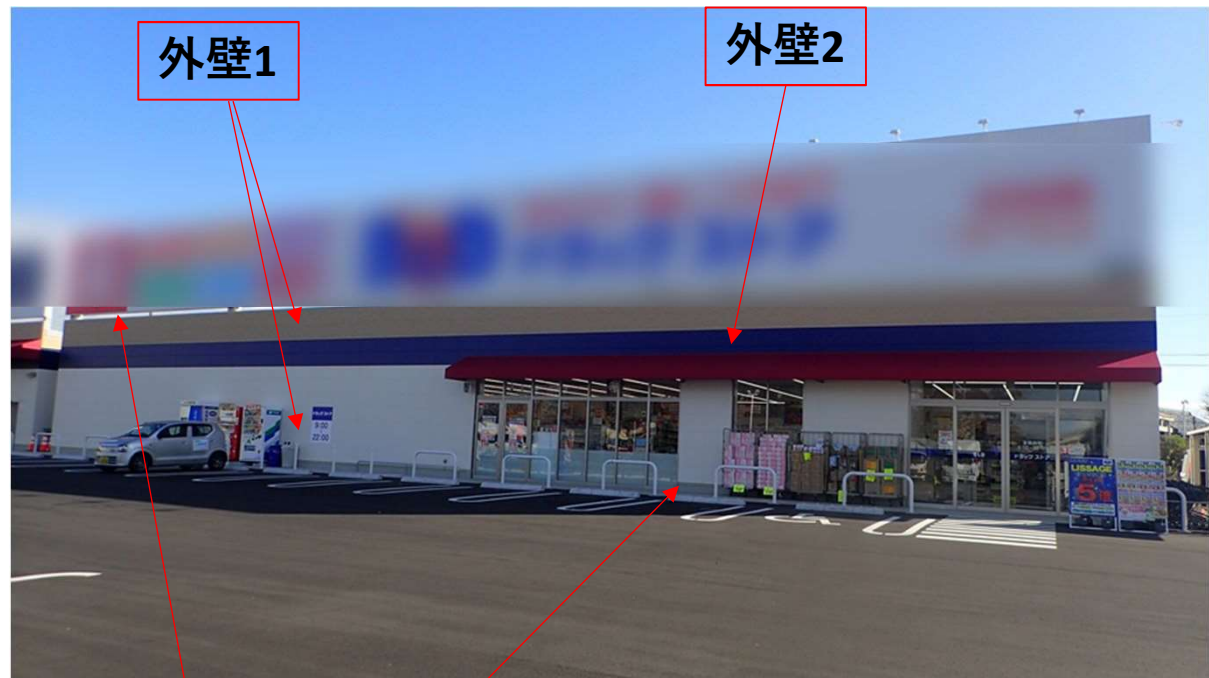
○色彩基準外

- ・ 7.6PB2/6(外壁2)
- ・ 面積割合 5.08%

【圧迫感のない配置】

【落ち着いたデザイン】

【敷地内緑化】



屋根

外壁3

【事例】 建築物（店舗）の新築

区分 田園景観ゾーン
建築面積 589.40 m²
建築物の高さ 9.15 m

【マンセル値】

○色彩基準内

- ・ 5Y9.2/1、
10YR8/2(外壁1)
- ・ N7(外壁3)
- ・ N6.5(屋根)

○色彩基準外

- ・ 7.6PB2/6(外壁2)
- ・ 面積割合 5.08%

【圧迫感のない配置】

【落ち着いたデザイン】

【敷地内緑化】

- 圧迫感のない配置
- 落ち着いたデザイン
- 室外機等の景観配慮は敷地狭小のため困難



屋

室外機の露出

【事例】 建築物（店舗）の新築

区 分 田園景観ゾーン
建築面積 589.40 m²
建築物の高さ 9.15 m

【マンセル値】

○色彩基準内

- ・ 5Y9.2/1、
10YR8/2(外壁1)

- ・ N7(外壁3)

- ・ N6.5(屋根)

○色彩基準外

- ・ 7.6PB2/6(外壁2)

- ・ 面積割合 5.08%

【圧迫感のない配置】

【落ち着いたデザイン】

【敷地内緑化】

■敷地内緑化

- ・ 道路沿いを緑化



屋根

外壁3

【景観計画区域内行為】 届出及び通知件数

年度ごとの比較

令和4年12月末日現在

		建築物		工作物	開発行為	計
		新築 増築	色彩 変更			
令和3年度	届出	9 (12)	— (2)	9 (11)	5 (6)	23 (31)
	通知	— (—)	8 (9)	— (—)	— (—)	8 (9)
令和4年度	届出	23	—	7	5	36
	通知	—	8	—	—	8

※ () は令和4年3月末日時点の件数

議題第3号

一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例について（報告）

一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例の概要

1 条例制定の背景

一宮市内では、都市化の進展により、貴重な緑が減少しつつある。
そこで、市民及び事業者並びに市が、協力し合い、緑地の保全と緑化の推進を図るため、「一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」を制定。

2 条例の目的

緑地の保全及び緑化の推進について、基本方針を定め、緑豊かな都市環境の形成を図り、もって市民の健康で文化的な都市生活の確保に寄与すること。

3 条例の概要

緑地の保全及び緑化の推進における基本方針

【基本方針】

- (1) 豊かな緑を良好な状態で保全するとともに、生物多様性の確保を推進し、将来の世代に継承すること。
- (2) 市民が健康でかつ豊かで快適な暮らしができるよう、新たな緑地空間を創出すること。
- (3) 市民及び事業者並びに市が緑の重要性を認識し、相互に協力すること。

緑の保全

【保全緑地】（市独自案）

○良好な自然環境及び美観風致を保全するため、市内に残る貴重な緑地[※]を、所有者や管理者の協力（同意）のもと、市長が区域を指定し、保全する制度

- ・保全緑地の所有者や管理者は、緑地を適切に管理し保全する
- ・保全緑地内において、建築物を建築等する者は、事前に届出を行う
- ・所有者等や管理者からの指定の申請も可能
- ・市長は、支援（維持管理費の一部を助成）を行う

【指定期間】（規則に規定）

10年（更新可）



※ 緑地には草地、水辺地、農地を含む

【保存樹木】

○良好な自然環境を保全するため、市内に残る貴重な樹木を、所有者や管理者の協力（同意）のもと、市長が指定し、保存する制度（他法令により指定されている樹木は適用除外）

- ・保存樹木の所有者や管理者は、樹木を適切に管理し保存する
- ・保存樹木について、移植等をする者は、事前に届出を行う
- ・所有者や管理者からの指定の申請も可能
- ・市長は、助言、指導及び支援（維持管理費の一部を助成）を行う

（イメージ）

【指定基準】（規則に規定）

健全で、かつ、樹容が美観上すぐれているもので、以下の①から⑤のいずれかに該当するもの

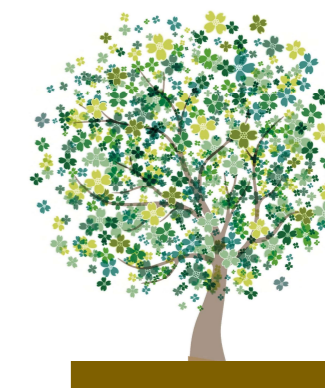
- ①1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であるもの
- ②高さが15m以上であるもの
- ③株立ちした樹木で、高さが3.0m以上であるもの
- ④はん登性樹木で、枝葉の面積が30㎡以上であるもの
- ⑤歴史的由緒又は希少価値のある樹木で、市長が認めるもの

（市独自案）

* ①から④は「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行令」に規定

【指定期間】（規則に規定）

10年（更新可）



【市民緑地】

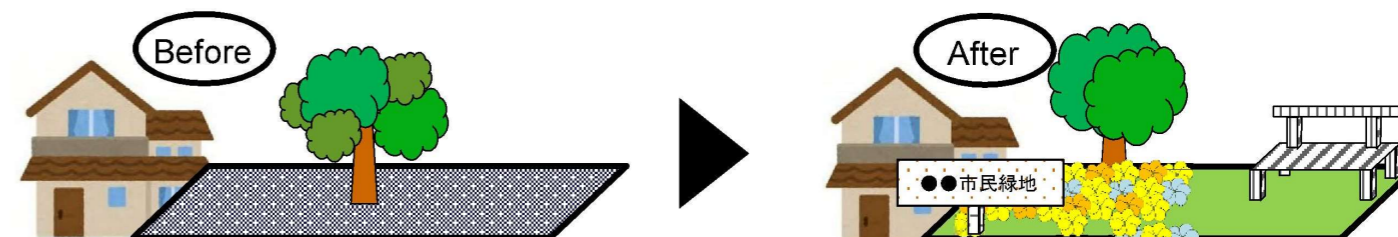
○市民緑地とは、市民の利用に供する緑地又は緑化施設（都市緑地法に規定）

- ・市民緑地契約制度とは、地方公共団体等が土地等の所有者と契約して設置管理するもので、市に土地を無償で貸し付けるときは、市は、固定資産税及び都市計画税（以下「税」という。）の免除を行う
- ・市民緑地認定制度とは、民間主体が市長による認定を受けて市民緑地設置管理計画に基づき設置管理するもので、市は、税の減額^{※1}（3年：市税条例・1/3軽減）を行う

（市独自案）（規則に規定）

支援等条件：設置管理期間10年以上（都市緑地法上は5年以上）

- ・みどり法人^{※2}以外が設置管理する場合も助成又は税を減額
- ・減額における用途制限は無（商業施設等可）



※1 現時点で減額はR5.3.31までに認定

※2 緑地保全・緑化推進法人（NPO法人や認可地縁団体、まちづくり会社等が市長の指定により、緑地の保全や緑化の推進を行う法人）

一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例の概要

緑の創出

【公共施設・民間施設の緑化】

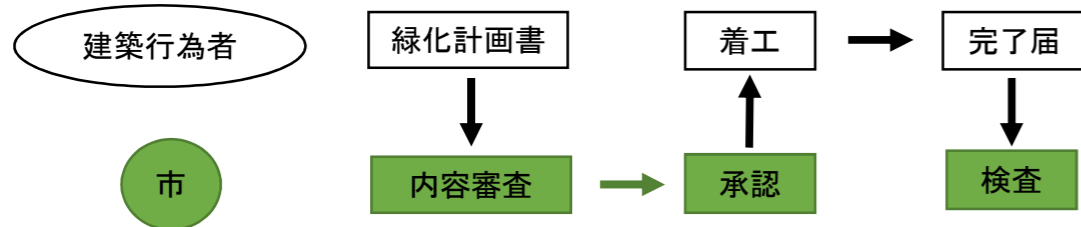
- ・市の施設及びその敷地には、緑化を義務付ける
- ・国、他の地方公共団体の施設及びその敷地には、緑化の協力を求める
- ・民間施設及びその敷地は緑化に努める
- * 緑化にあたっては、地域の生態系に配慮するとともに、在来種による植栽に努める

【緑化義務等】（市独自案）

- ・3,000㎡以上の敷地において、建築行為を行う場合には、緑化を義務付け（緑化計画書の提出が必要）
- 【緑化の特例】土地等を芸術のために使用するものを含む（詳細は規則に規定）

【対象外の建築行為】

- ①建築物の修繕、模様替え、用途変更、増築
 - ②仮設建築物の建築
 - ③自己の居住の用に供する専用住宅の建築
- * 工場立地法に規定する特定工場の敷地の区域は適用除外



- ・建築行為者の申請により、市長は、優良緑化建築物等を認定・周知する
- ・緑化の取組に関して、「緑化の計画を提出しないとき」や「緑化の計画どおりに施工しないとき」などは、指導し、指導しても従わない場合は勧告する
- ・勧告をしても従わない場合は、氏名などを公表する

【緑化率】（規則に規定） * 0.3ha未満は努力義務（市街化調整区域の倉庫用地は義務**）

区分	建築敷地面積 (ha)	緑化率 (%)	
		市街化区域	市街化調整区域
住宅地	0.3未満	3	3
	0.3以上1未満	5	5
	1以上	5	5
事業所用地 営業所用地	0.3未満	3	3
	0.3以上1未満	5	5
	1以上	5	10
倉庫用地	0.3未満	3	3**
	0.3以上1未満	5	10
	1以上	5	15
工場用地	0.3未満	3	3
	0.3以上1未満	10	10
	1以上	20	25

【緑化の基準】（規則に規定）

樹木による緑化とし、緑化面積10㎡当りに次の①から③のいずれかに該当するものを、地上部でバランスよく配植

- ①高木2本以上
 - ②低木6本以上
 - ③高木1本かつ低木3本以上
- * 在来種など地域の特性・風土に適合した樹種を選定するよう努める

【特例】（規則に規定）

以下の①から④に規定にされている緑化率を超える分については、緑化と同視できる芸術による面積（3/10以内）、屋上・壁面緑化等^{*}による面積を緑化面積に算入可

- ①県「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく要領
- ②都市計画法施行令
- ③一宮市開発審査会基準
- ④一宮市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例

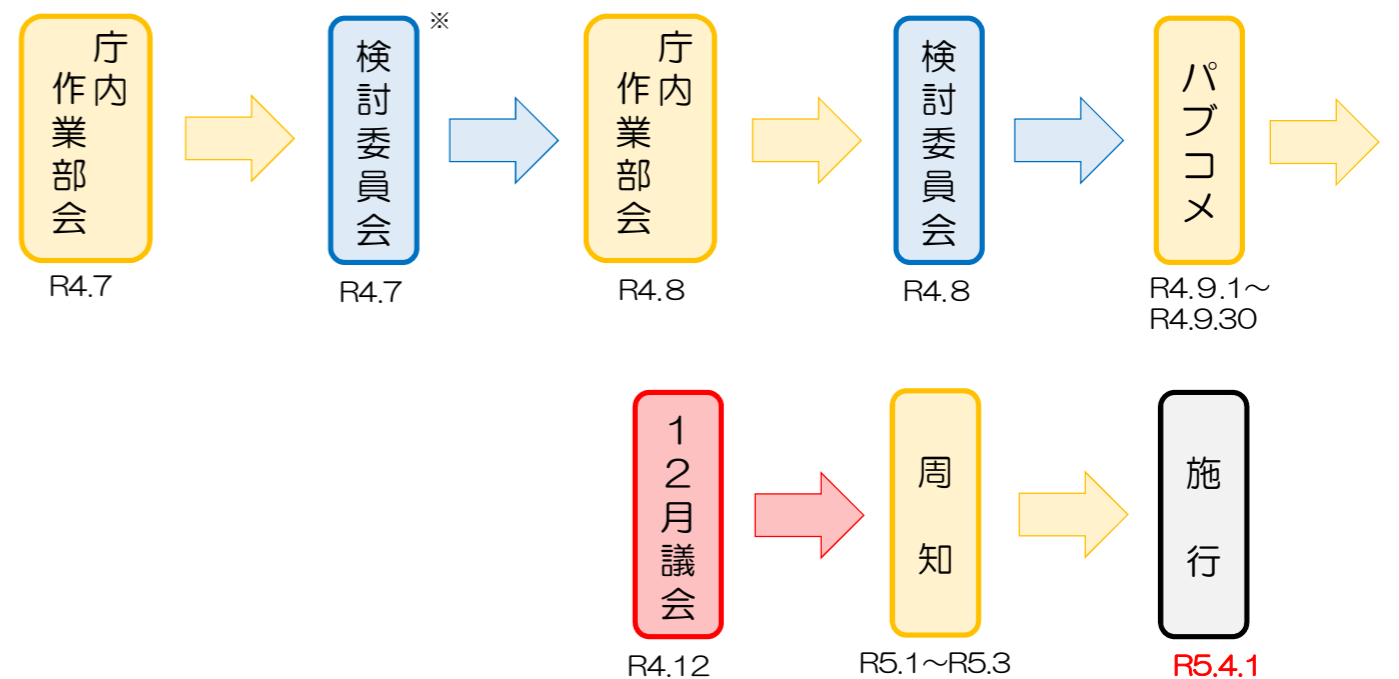
* 花壇、生物多様性に寄与するビオトープなど（芝生は緑化面積に含まない）

緑の普及

【市民等との協働、育成、助成等】

- ・市民及び事業者並びに市が、協働で緑地の保全及び緑化の推進をするよう努める
- ・市は、子どもたちを含めた緑化団体の育成に努める
- ・市は、市民、事業者、緑化団体等に対し、専門家による指導や緑化資材の提供、一部費用の助成などの支援を行う

条例制定スケジュール



*検討委員会は、学識経験者2名、市内関係団体の代表者2名、愛知県職員1名で構成